

飼養動物の安全・健康保持推進事業

10百万円(10百万円)

自然環境局総務課動物愛護管理室

## 1. 事業の概要

飼養動物の特性に応じたペットフードの選定及び与え方の留意点、体調等の異常の見分け方や対処方法、食餌を通じたしつけの方法など、飼養動物の安全・健康保持に関する一般飼養者向けガイドラインを作成する。

また、ガイドラインを活用した講習会等の開催やDVD、パンフレット、ポスター等の普及資料の作成等により、広く国民に主にペットフードを通じた飼養動物の安全・健康の保持等に関する普及啓発を実施する。

## 2. 事業計画

	H20年度	H21年度	H22年度
ガイドライン作成			
ガイドラインの普及啓発等			

## 3. 施策の効果

飼養動物の安全・健康保持に関するガイドラインを作成し、ガイドライン等の普及啓発等を実施することで、飼養動物の健康・安全を確保し、人と動物が共生する社会の実現に寄与する。

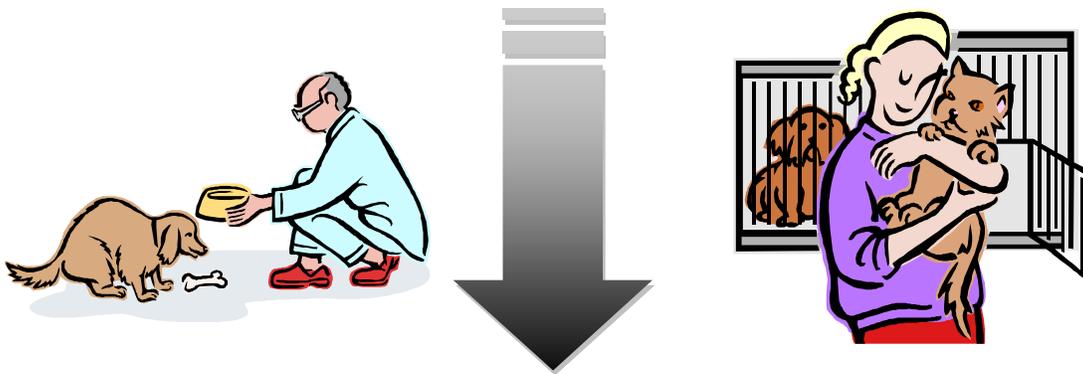
ペットフード安全法の適正な運用と併せて、一般飼養者の普及啓発を行うことにより、飼養動物の健康を保護し、動物愛護の普及に資する。

# 飼養動物の安全・健康保持推進事業

## (背景)

海外で有害化学物質が含まれたペットフードによる犬及びねこの死亡事例が発生したこと等を受け、平成 20 年 6 月に「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」が成立した。

国会における審議では、法による規制のほか、一般の飼養者に対して適切な飼料やその与え方についての普及啓発等に努め、適正飼養を推進すべきことが指摘された。



## 飼養動物の安全・健康保持に係る飼養者側からの対策の実施

一般飼養者向けガイドラインの作成 (H20 年度)  
(犬及びねこを主とした飼養動物の健康・安全を保持するためのペットフードの選定・あたえ方、ペットの異常の見分け方や対処方法等を示したガイドラインの作成)

ガイドラインの普及啓発等  
(ガイドラインを活用した講習会の開催や DVD、パンフレット、ポスター等の普及資料の作成等)